

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）  
議事要旨

1. 日 時 令和7年7月23日（水）15:00～15:45

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

望月 千広 法務省民事局民事第一課長

伊良部 直 総務省自治行政局住民制度課長補佐

大塚 祥央 デジタル庁国民向けサービスグループ e-Gov 班参事官

石切山 真孝 デジタル庁国民向けサービスグループ 国家資格班参事官

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

（代理 総合企画部デジタル推進局長 浅川局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

杉本 敬次 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

**①法務省及び総務省は、職務上請求に関し、地方自治体及び士業団体における業務の実態（頻度、量、事務の態様等）をご教示ください。**

- ・ 法務省は、戸籍証明書等の職務上請求の手続きに直接関与しておらず、統計等も取っていないため、頻度、量等は把握していない。事務の態様は、一般的には、職務上請求用の統一書式を用いて請求が市区町村に対して紙で行われている。市区町村の窓口で審査いただき、交付要件を満たすことを確認の上、戸籍証明書を窓口または郵送で交付する流れとなっている。
- ・ 総務省も、住民票の写し等の職務上請求の手続きの頻度、量等は把握していない。事務の態様は、戸籍証明書とほぼ同じである。

**②法務省及び総務省は、規制改革実施計画に基づく検討など、職務上請求システムの共通化・デジタル化に関する現在の検討状況をご教示ください。（どこまでが整理され、今後の課題となっていることは何か等）**

- ・ 法務省では、戸籍証明書等に関し、令和7年3月に戸籍法施行規則を改正し、士業者本人からの請求であることを担保するため、請求書に士業者団体が発行した電子署名を付す

ことを求める規定と不正請求の防止の観点から、請求書に付された電子署名等の有効性を士業者団体に確認するなど法務大臣が定める措置を講じることを求める規定を設けた。現在、後者の規定の具体的な中身を士業者団体等のご意見を聴きながら検討中。

- ・ 法務省としては、戸籍証明書等の発行手数料は市区町村の歳入であり、電子請求も同様の仕組みになると考えられるため、戸籍証明書等の請求にあたって必要となるシステムは、市区町村での対応が必要と考えている。ただ、士業者団体にとってもオンライン化は大きなメリットとなるので、費用分担も検討していかなければいけないと考え、その点も士業者団体等の意見を聴きながら検討中。
  - ・ 令和7年6月に閣議決定された規制改革実施計画で、「住民票の写し等の職務上請求についても、戸籍謄本等の検討結果を踏まえ、総務省において改めて検討する」ということが位置づけされたところ。法務省、デジタル庁の検討状況や結果を踏まえ、ヒアリング内容①の業務の実態の把握の仕方も含めて今後検討する。ヒアリング内容③、④についても、今後、考えていきたい。
- 現行の手続きでは、不正請求を防ぐために、士業者は通番が振られた複写式の統一請求用紙を士業者団体から購入することとなっており、購入の際には、士業者団体が士業者から市町村に請求済みの統一請求用紙の控えを回収していると思うが、法務省の検討の中では、同じ仕組みをデジタル化することを考えているのか、他の方法も含めて検討しているのか。
- ・ 同じ仕組みをそのままデジタル化する発想ではない。従前の仕組みで担保できていたことが、どのようなデジタルの仕組みであれば継続して担保できるかを、士業者・士業団体の利便性の視点を持ちながら、検討中。
- 仕組みの検討にあたっては、士業団体との意見交換のみならず、地方自治体の意見を踏まえた対応をお願いしたい。
- ・ 承知した。

### ③法務省及び総務省は、職務上請求の共通化・デジタル化を進めることによる効果をどの程度見込まれていますか。

- ・ 戸籍証明書等に関し、法務省が地方自治体から聞いている声としては、証明書の交付までの時間及び郵送に要していた時間の短縮、請求書の確認・管理に係る事務負担の軽減、手数料のキャッシュレス化による利便性向上、定額小為替の利用頻度軽減による業務効率化が期待できる。
- 両省庁とも、ヒアリング内容①に関し、頻度、量等は把握していないとのことだが、候補選定の参考にした分権提案の中には、ある民間企業の調査では、正確性には留意する必要があるものの、職務上請求の全国での年間件数（推定）は350万件程度とされているなど非常に量がある。士業団体が販売している統一書式が紙であるため、地方自治体独自のオンライン化は、全く進んでおらず、両省庁ともデジタル化の効果があることについては認識が一致していると思う。規制改革実施計画の中でも職務上請求のオンライン化について検討し結論を得ることになっているので、その流れに沿いながら、共通化候補として選定の上、システムの共通化を考えていくのがよいのではないかと考えた。

→ 本団体の請求件数から考えても、350万件程度という全国での年間件数（推定）に違和感はない。

④法務省及び総務省は、職務上請求システムの構築を進める上で、どのような方式が考えられますか。たとえば、e-Gov 及び国家資格等情報連携・活用システムを活用することについて、どのように考えますか。その場合、デジタル庁は、どのように考えますか。

・ 法務省としては、戸籍証明書等の職務上請求に関し、国で統一的なシステムを作るのは難しいと考えている。市区町村、士業団体がシステムを構築する中で、例えば、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムを活用する仕組み自体は否定するものではないと考えている。

・ デジタル庁からは、e-Gov の地方自治体の利用の概要について説明する。e-Gov には、電子申請サービスと審査支援サービスがある。電子申請サービスでは、申請書の作成、申請内容のエラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、地方自治体側から送られてきた公文書の取得など電子申請の受付に係る基本機能を提供している。審査支援サービスの方では、電子申請サービスで申請を受け付けた後の申請データの収受・登録から、審査、公文書作成等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供している。利用者が、電子申請サービスで申請書を提出する際に申請先を選択することで、審査支援サービスにおいて、利用者が指定した提出先の振分先として設定されている担当課のみが審査できる機能も具備しているので、これらの機能を活用することで、e-Gov において、地方自治体向けの手続きを受付けることが可能と考えている。

また、デジタル庁では、国家資格等情報連携・活用システムの運用を令和6年度より開始し、順次利用拡大に努めている。法務省・総務省が職務上請求システムの構築に当たって、国家資格等情報連携・活用システムを連携、活用していく方針となれば、両省庁とともに検討を進めていく。今後想定する業務フローや検討状況を踏まえながら、具体的なすり合わせを行っていく必要があると考えている。

→ あくまで仮説だが、目指すべき姿としては、共通化された職務上請求システムを通じて、士業者が電子署名を付したオンライン請求を行い、士業者団体が構築した認証局で認証を行い、市町村が審査の上、各種証明書を交付するのがよいのではないかと考えている。特に、e-Gov は、電子申請サービスと審査支援サービスの各種機能を有しており、国家資格等情報連携・活用システムは、マイナンバー利用事務に指定された国家資格については、資格者情報の真正性・正確性を確保したデータ管理が可能となっていくため、共通システムを活用していければ、国・地方を通じたトータルコストの最小化が図られるのではないかと考えている。各府省庁連携の上、検討をお願いしたい。

→ 職務上請求の共通化はぜひ進めてほしい。加えて、行政手続のエンドツーエンドでのデジタル完結に向け、発行手数料の定額小為替や現金によらないキャッシュレス決済と証明書交付のオンライン化もあわせて推進して頂けるとありがたい。共通化を進めるにあたっては、士業団体との意見交換のみならず、地方自治体の意見を踏まえた対応をお願いしたい。

⑤職務上請求システムの構築を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ 法務省としては、戸籍謄本等に関し、まずは、士業者本人からの請求であることを担保するため、戸籍法施行規則を改正し規定した法務大臣が定める措置を、士業団体が使えるものとするため、士業団体と意見交換をしながら詰めていく必要があると考えている。
  - ・ 総務省としては、住民票の写し等の職務上請求にあたっては、住民基本台帳法上、本人確認、士業者であることの確認、利用目的の確認を要することになっているので、請求をオンライン化する場合に、どのように正確性を担保するかという点に課題があると現時点では考えている。
- 職務上請求を行う 8 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）が、国家資格等情報連携・活用システムの対象の資格であるか、将来の見通しも含めて、教えてほしい。
- ・ 社会保険労務士は令和 6 年 11 月から、税理士は、令和 7 年 6 月からシステムの利用が可能となっている。行政書士は、令和 7 年度中に利用可能となる見込み。デジタル庁としては、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、海事代理士は、令和 8 年度以降、利用可能となるよう今後調整していく。弁護士は、現時点では利用の予定なしと聞いている。
- 7 資格について国家資格等情報連携・活用システムを活用することになったとしても、弁護士について同システムを利用可能にするのか、それとも別の仕組みを考えるのかは、今後、課題になるのではないか。
- 全国銀行協会が定額小為替の電子交換業務を令和 13 年に廃止することを決めたので、システム化にあたって留意する必要があるのではないか。定額小為替が使えなくなると、地方自治体の現金の取扱いが発生する、または増えるので、令和 13 年という期限も意識しながら検討する必要があるのではないか。
- ・ 法務省としては、全国銀行協会の動きも意識して検討を進めていきたい。
  - ・ e-Gov における行政手数料等の電子納付は、現状、国庫金にのみ対応しており、地方公金は対象外となっている。
- デジタル庁では、政府共通決済基盤を構築し、マイナポータルのぴったりサービスを活用した地方公共団体の手続きの一部で利用されている。既存の共通システムの活用を検討することは重要と考える。また、地方自治体が行う手数料納入時の入金消込の作業が効率的なものとなるようシステム化を検討することも重要と考える。
- ・ e-Gov の審査支援サービスを利用して地方自治体が審査する場合は、どのような審査項目・方法にするのかも検討していく必要がある。

以上